

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月25日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県暴力団排除条例施行規則（平成23年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第3条 <u>削除</u>	<u>(暴力団排除特別強化区域)</u> 第3条 <u>条例第17条の規定により、暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域は、別表のとおりとする。</u> <u>別表</u> （第3条関係） （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。